

国立大学法人室蘭工業大学 学生食堂ネーミングライツ 募集要項

1. 趣旨

本募集は、本学の保有施設の有効活用および教育研究環境の向上に資する取組として、学生食堂に対する命名権（ネーミングライツ）を付与する事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を公募するものである。

ネーミングライツの付与は、本学とネーミングライツ・パートナーが締結する契約により実施し、ネーミングライツ・パートナーは施設に愛称を設定できる。

2. 対象施設

対象施設：学生食堂（所在地：室蘭工業大学大学会館 1 階、延床 589 m²）

- ・本学の規則等における正式名称は変更せず、愛称を命名するものであり、本学は必要に応じて愛称ではなく従来の施設等の名称を使用するものとする。
- ・本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

3. 募集期間

募集開始：令和 8 年 1 月 19 日（月）

募集締切：令和 8 年 2 月 2 日（月）17:00 必着

- ・E メール・持参・郵送の受付可。
- ・E メール・郵送は締切日 17:00 必着。持参は平日 9:00-17:00

4. 応募資格（以下に該当する者は応募不可）

- ① 法令等に違反しているもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業を営むもの
- ④ 本学から取引停止の措置を受けている期間中のもの又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けている期間中のもの
- ⑤ 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中のもの
- ⑥ 社会問題を起こしているもの
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑧ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
- ⑨ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑩ 政治団体

- ⑪ 宗教団体
- ⑫ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- ⑬ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑭ その他ネーミングライツ事業を実施する事業者等として適当でないと認められるもの

5. 主な契約条件

(1) 契約期間

令和 8 年 3 月 2 日（月）を開始日とし、原則として 3 年以上 5 年以下で、応募者の提案する期間とする。

(2) 命名権料

命名権料は、以下の金額を最低価格とする。

学生食堂：220 万円/年（消費税・地方消費税を含む）

(3) 愛称の取扱い

契約期間中における愛称の変更は禁止する。ただし、学長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(4) 表示（サイン等）および費用負担

① サイン等の設置・変更・維持管理、契約終了・解除時の原状回復に要する費用はネーミングライツ・パートナーが負担する（命名権料とは別途）。

② 使用開始日にサイン設置が未了であっても、契約期間・命名権料は変更しない。

(5) リスク分散

① ネーミングライツ・パートナーは、愛称に関する一切の責任を負うものとする。

② 第三者から愛称に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツ・パートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

6. 愛称として使用できないもの

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- ④ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- ⑤ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- ⑥ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑦ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関するもの
- ⑨ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- ⑩ たばこの広告や喫煙を促すもの
- ⑪ アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
- ⑫ 社会問題の主義及び主張に関するもの
- ⑬ 個人又は法人の名刺広告に関するもの
- ⑭ その他愛称として適当でないと認められるもの

7. 応募方法・提出書類

提出は E メール・持参・郵送のいずれかとし、締切日 17:00 必着（持参は平日 9:00–17:00）とする。

提出書類（各 7 部）

- (1) ネーミングライツ事業申込書（別紙様式 1）
- (2) 事業者等の概要（会社概要 等）
- (3) 定款・寄附行為等（これらに類する書類を含む）
- (4) 法人の登記事項証明書（発行 3 か月以内）
- (5) 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表・損益計算書）及び事業報告書
- (6) 国税・地方税等の滞納がないことを証する書類（納税証明書 等）
- (7) サイン等のデザインおよび配置が分かる書類（掲示内容案を含む）
- (8) 過去 5 年間の行政処分の有無と再発防止策（該当時のみ、A4 1 枚程度）

※追加資料提出を依頼する場合がある。

8. 選定方法

- 1 本学が設置する審査委員会において、応募資格、愛称案、命名権料、契約期間等を総合的に審査し、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定する。なお、応募者が 1 者のみの場合も適否を審査する。
- 2 応募者の多寡にかかわらず、採用とならない場合がある。
- 3 参考として審査の概要を以下に提示する。

区分	判定事項	
必須要件	応募資格	<ul style="list-style-type: none">・ネーミングライツ事業規則第 6 条に該当していないか。・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。・経営基盤が安定しているか。
	使用不可愛称	<ul style="list-style-type: none">・ネーミングライツ事業規則第 7 条に該当していないか。
	命名権料	<ul style="list-style-type: none">・最低価格を設定した場合、最低価格以上の金額を提示しているか。
審査項目	愛称等（デザインを含む）	<ul style="list-style-type: none">・大学構成員、地域住民に受け入れられるか（親しみやすさ等）。・施設のイメージを損なうおそれがないか等
	命名権料	<ul style="list-style-type: none">・財政的な観点から高額なほど高評価とする。
	契約期間	<ul style="list-style-type: none">・愛称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。
選定	必須要件を満たしていることを確認のうえ、審査項目及びその他本事業の実施に必要な事項がある場合はその評価を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定する。	

9. 選定結果の通知・公表

選定結果は全応募者に文書等（別紙様式2、3）で通知し、契約締結後、事業者名・施設の愛称・契約期間等を本学公式ウェブサイト等で公表する。

10. 契約の締結・更新

採用決定後、命名権の契約を締結する。なお、契約期間満了後、当該施設等に関するネーミングライツ事業の実施について、当該ネーミングライツ・パートナーと優先的に交渉することができるものとする。

11. 命名権料の納入

本学が発行する請求書により指定期日までに、原則として年度ごとに一括で納入する。

12. 契約の解除（命名権の付与取消）

次のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても、書面による意思表示をもって契約を解除できる。解除に伴う原状回復費用はネーミングライツ・パートナー負担とし、既納の命名権料は返還しない。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき
- (2) 本学の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させたとき
- (3) 法令及び本学の規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (4) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- (5) 倒産又は破産等をしたとき
- (6) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき
- (7) 契約解除の申出があったとき（別紙様式4）
- (8) その他学長が命名権の契約を解除することを必要と認めるとき

13. その他留意事項

- (1) 申込みに要する一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返還しない。

14. 問合せ・提出先

室蘭工業大学 経理課（ネーミングライツ担当）

〒050-0071 北海道室蘭市水元町27番1号

Tel：0143-46-5054 E-mail：youdo@muran-it.ac.jp

※現地視察等を希望される場合は、事前に連絡の上、日程調整を行ってください。

別紙様式 1

令和 年 月 日

国立大学法人室蘭工業大学長 殿

申込者

ネーミングライツ事業申込書

室蘭工業大学が実施するネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

対象施設等の名称		
応募の趣旨		
愛称の案	(※デザイン等は別添資料によります。)	
愛称の理由		
命名権の付与を希望する事業者等の名称(※)		
提示する命名権料	円(年額／税別)	
希望する命名権付与期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

(※)申込者と同一の場合は記入不要

【関係書類】

- (1) 事業者等の概要を記載した書類、(2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類、
- (3) 登記事項証明書、(4) 直近3事業年度分の決算報告書及び事業報告書、
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面、(6) サイン等のデザインおよび配置が分かる書類、(7) 過去5年間の行政処分の有無と再発防止策(該当時のみ)

別紙様式2

令和　年　月　日

殿

国立大学法人室蘭工業大学長

ネーミングライツ・パートナー決定通知書

年　　月　　日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、ネーミングライツ・パートナーに採用しますので、以下のとおり通知します。

対象施設等の名称	
ネーミングライツ・パートナーに採用する事業者等	
愛称等	
命名権付与期間	年　月　日　～　年　月　日
命名権料	年額　　円 総額　　円（年間）

別紙様式3

令和　年　月　日

殿

国立大学法人室蘭工業大学長

ネーミングライツ・パートナー不採用通知書

年　　月　　日付けで申込みがありました、(施設名)を対象としたネーミング
ライツ事業について、審査の結果、不採用となりましたので通知します。

別紙様式4

令和 年 月 日

国立大学法人室蘭工業大学長 殿

申出者

ネーミングライツ事業契約解除申出書

室蘭工業大学とのネーミングライツ事業契約について、以下のとおり契約解除を申し出ます。なお、契約解除に伴う命名権料の返還は求めません。

対象施設等の名称	
愛称等	
命名権付与期間	年 月 日～年 月 日
希望する契約解除日	
契約解除の理由	